

令和元年 6 月 28 日

荷主関係団体 各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局

〔 関東運輸局神奈川運輸支局
神奈川労働局
一般社団法人 神奈川県トラック協会 〕

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けた
ご理解とご協力へのお願い（荷役作業・附帯業務関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあります。法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働の是正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには発着荷主のご協力が必要不可欠となります。特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当初の運行計画が崩れてしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる要因となります。物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。また、運送委託者が契約にない役務を運送事業者に無償で提供させることは、独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

さらに、トラックドライバーについては働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和 6 年度（2024 年度）から適用（年間 960 時間）されるため、これに向けて、トラック運送事業者が適切に対応できる環境を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、国土交通省において「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の改正が行われ、令和元年 6 月 15 日から施行されることとなりました。従前より、中型以上のトラックの乗務については、荷主の都合による荷待ち時間を自動車運転者の乗務記録に記載することがトラック運送事業者に義務づけられていましたが、これに加えて今回の改正により、荷役作業や附帯業務（貨物の荷造りや仕分など）の内容や時間等を乗務記録に記載することが、トラック運送事業者に義務づけられます。

この改正により、荷役作業等に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「改善基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知したく、制度改正の解説リーフレットを送付しますので、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、貴団体広報誌への掲載、開催行事での配布等、傘下会員への積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

＜問合せ先＞

- 関東運輸局神奈川運輸支局輸送部門（リーフレットや制度改正について）TEL：045-939-6801
- 神奈川労働局監督課（改善基準告示について）TEL：045-211-7351
- 一般社団法人 神奈川県トラック協会 TEL：045-471-8882